

# 区のお知らせ

足立区役所  
厚生部国民年金課  
☎ (832) 1111

## 足立区の

53年12月1日現在

人口	619,742 人
拠出年金被保険者数	147,161 人
拠出年金受給権者数	16,442 人
福祉年金受給権者数	15,377 人

## 国民年金特集

〒120 東京都足立区千住一丁目50

イラストは転載

### “年金がもらえる最後のチャンス”

近年、日本人の寿命が大巾に伸び、高齢化社会へ急速に進みつつあります。

核家族化への進行、現在の社会経済のきびしさとあいまって老後における所得保障としての年金の果たす役割はますます大きくなってきております。足立区では20歳以上の方の3割が国民年金に加入しており、約16,000人の方が年金を受けていますが、まだ未加入の方も相当数見受けられます。これからは、何と云っても年金の時代です。加入していない方はすぐ加入するようおすすめします。



### あなたの年金ほどどのようなになっていますか

もう一度たしかめて下さい。

#### 現在特例納付制度が実施されています

この制度は、昭和55年6月30日までに、時効になって納められない過去の未納保険料（免除期間を除く）を納めることができる制度です。

この制度で納められる方は、強制加入者（過去に強制加入期間のある方も含まれます。）の方です。

#### 強制加入者

1. 昭和36年4月以降、日本国内に住所がある日本人で、25年以上（生年月日によって10年～24年に短縮されます。）の期間がある方。
2. 明治44年4月2日以降生まれた方で、現在20歳以上の方。
3. 商業、農業、自由業などの方で、厚生年金・船員保険・共済組合等に加入していない方と、その配偶者。
4. 厚生年金・船員保険・共済組合等に一時加入してやめた方や、加入期間が足りなくて年金を受けることができない方と、その配偶者。

うえの1～4にあてはまる方で、まだ国民年金に加入していない方、加入していても保険料が未納のため年金がもらえない方は、ぜひこの機会にこの制度を活用して未加入の方は加入し、保険料未納の方とともに、保険料を納めることで将来年金を受けられるようにしてください。

#### 特例納付保険料

##### 保険料額

未納期間1か月につき 4,000円  
年金を受けるためには、生年月日によって、最低10年～25年以上の期間、保険料を納める（免除期間も含まれます）ことが必要です。（3頁高齢年金額等早見表参照）

たとえば、10年間不足の場合は、  
10年×12ヵ月×4,000円＝480,000円

の保険料を納めることとなりますが、わからない事は、相談においでください。

#### 納め方

一括納付 ▲ 分割納付（昭和54年1月からの場合2回～15回）

なお65歳を過ぎている方は、保険料を納め終わった翌月から年金がもらえます。すぐ保険料を納付されるようおすすめします。

#### 年金を受ける最低の期間がある方

年金を受けるためには最低の期間と全期間納めることができます。年金を受ける最低の期間を満たして、まだ年金を受ける請求を出していない65歳未満の方で、過去の強制加入期間で未納の月がある方は、1ヵ月につき 4,000円納めて将来多くの年金を受けることができます。

#### 過去の未納保険料を納めなくてもよい方

まだ加入していない方で、昭和36年4月以降生活保護法による生活扶助を受けていた方、また受けている方は、その期間保険料が免除になり、将来年金は受けることができます。これにあてはまる方は、生活保護を取り扱った福祉事務所から証明書をもって加入手続きにおいでください。

生活保護以外にも過去の期間免除になる方もありますのでご相談ください。

### 特例として10年未満の期間でも年金をもらえる方

明治44年4月2日～大正5年4月1日までに生まれた方は、つぎの最低必要期間分の保険料を納めれば、年金を受けられます。(この表は国民年金だけの場合です)

(昭和53年7月現在)

あなたの生年月日	最低必要期間	保 険 料	年金額(65歳から)
明44・4・2～明45・4・1	4年1ヵ月	196,000円	74,300円
明45・4・2～大2・4・1	5年1ヵ月	244,000円	92,500円
大2・4・2～大3・4・1	6年1ヵ月	292,000円	110,700円
大3・4・2～大5・4・1	7年1ヵ月	340,000円	129,000円

70歳になったとき、老齢福祉年金と同額 198,000円 (昭和53年8月現在) になります。

### 特例納付制度を活用すると

1. 加入していなかった方や、未納保険料期間があった方が、年金を受けられるようになります。
2. 国民年金の老齢(通算老齢)年金を受けている方などを除き、年金額をふやすこともできます。
3. 国民年金ばかりでなく、このままでは、加入期間が短かくて受けられないほかの公的年金(厚生年金、船員保険、共済組合など)を受けられる場合もあります。

### 老齢福祉年金とは

明治44年4月1日より以前に生まれた方です。

明治44年4月2日よりあとに生まれた方は、国民年金に加入し、保険料を納めるか免除を受けなければ、年金はできません。最後の機会です。必ず加入しましょう。

### 任意加入対象者とは

年齢20歳以上59歳未満で、住所要件は強制加入者と同じで次にあてはまる方、ほかの公的年金(厚生年金、船員保険、共済組合など)に加入している方の配偶者。ほかの公的年金から年金を受けられる方とその配偶者、軍人恩給の受給者とその配偶者、遺族年金の受給者。昼間部の大学生。

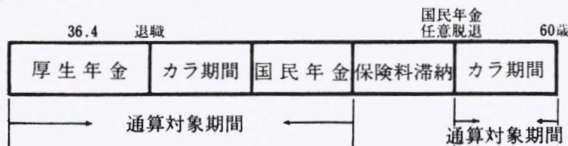
### 任意加入者が保険料を滞納した場合

問

私は厚生年金に7年間加入したあと、サラリーマンと結婚しましたが、現在国民年金に加入しています。ところが2年ぐらい前から保険料を納めていません。サラリーマンの妻であれば国民年金に加入しなくても、その期間は通算対象期間になるそうですが、保険料を納めなかった期間も同様に扱われますか。

答え

カラ期間(保険料を納めなくても受給資格期間になる期間)となるのは、国民年金に任意加入しなかった期間です。保険料を納めなくても資格喪失の届出をしない限り、その期間は国民年金の加入期間ですから、カラ期間とはなりません。また、保険料滞納期間は通算老齢年金に結びつかなくなってしまいます。



# 保 険 料

### 保 険 料

- 保険料を納めないでくと、将来、年金を受けるときに、年金額が少なくなるだけでなく、年金が受けられない場合がありますから必ず納めてください。
- 保険料は、53年4月～54年3月まで 月額 2,730円  
54年4月～55年3月まで 月額 3,300円  
二年以内の保険料は当時の料金で納められます。次の期間が60歳以前の方は、その当時の保険料額で納めることができます。

年度	未納期間	保 険 料	納 期 限
51年度	10月～12月	1ヵ月1,400円 4,200円	54年1月31日
51年度	1月～3月	1ヵ月1,400円 4,200円	54年5月1日
52年度	4月～6月	1ヵ月2,200円 6,600円	54年7月31日
52年度	7月～9月	1ヵ月2,200円 6,600円	54年10月31日

上の期限までに納めないと特例納付保険料の1ヵ月4,000円で納めることになります。

このように保険料は3ヵ月毎に時効となっており、その当時の保険料で納めることができなくなります。お早めに、安い保険料で納められる期間に納められるようおすすめします。

### 保険料の納付は便利な口座振替で

金融機関が、あなたに代って預金口座から自動的に保険料を振込んでくれますので、納付の手間がはぶけ、その上納め忘れる心配がありませんので、たいへん便利です。

手続きは、金融機関(郵便局は除く)の窓口で、年金手帳預金通帳(ご家族の預金口座からもできます)・通帳に使用している印かんを持参し、お申し出ください。ただし1ヵ月納付の方は自動振替はできません。

### 保険料を未納のままにしておくと、将来、年金が受けられなくなることがあります

経済的な事情・病気などで、保険料を納めることが困難な方は、保険料が免除される制度があります。

#### 強制加入者

免除制度に該当しますので、至急お申し出ください。

#### 任意加入者

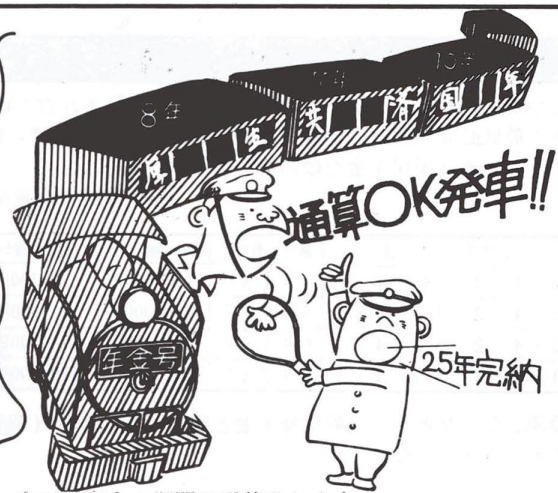
免除制度には該当しません。将来年金をもらうときに不利益になりますので、至急国民年金をやめる手続きをしてください。

なお、経済的に余裕ができ保険料が納められるようになったときは、免除された期間のうち10年以内のものに限ってその当時の保険料で納めることができます。

任意加入者の方で保険料が納められないためやめていた方が、経済的な余裕ができたときには、再加入の申し出をしてください。

あなたが、国民年金に加入し、保険料を納めるか、免除の扱いになっていれば、絵のように、いろいろの年金が受けられます。

ただし、加入していても、未納にしていると、年金が受けられない場合がありますので、未納期間を作らないようにしましょう。



各種の年金の期間は通算されます。  
この制度は仕事の関係で、いろいろな年金に加入し、一つの年金制度で期間が不足し、老齢年金が受けられない加入者も、各加入期間を合算し、一定の年数を満たせば、それぞれの年金から通算老齢年金を受けることができる制度です。  
ただし、国民年金の加入期間は必ず、保険料を納めるか、免除されているかです。

## 国民年金の老齢年金請求は……

### 受けられる条件

25年以上保険料を納めるか、免除を受けた方が、65歳になったとき。ただし、年齢により期間が、短縮されます。(下記の老齢年金額早見表参照)

### 請求に必要なもの



年金の受け取りを希望する金融機関の預金通帳

### 請求場所

足立区役所 国民年金課給付係 (2階) 窓口14番

### 年金額の算出方法

- 昭和5年4月2日以降の生れの方は  

$$\{(1,300円 \times \text{納付月数}) + (1,300円 \times \text{免除月数} \times \frac{1}{3})\} \times 1.167$$

= 年金額 (A)
- 昭和5年4月1日以前の生まれの方は  

$$(A) + 1500円 \times (300 - \text{被保険者期間}) \times \frac{\text{納付月数} + \text{免除月数} \times \frac{1}{3}}{\text{被保険者期間}} \times 1.167$$

= 年金額

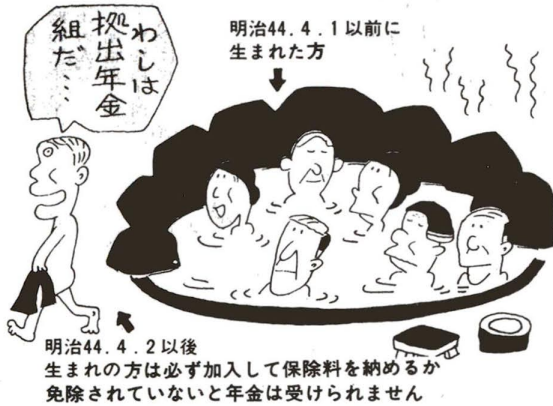
### 老令年金額等早見表

あなたの生年月日	60歳までの全期間納付	65歳から受けられる年金額	特例納付を含む保険料納付金額	60歳までに納めなければならない最低期間	65歳から受けられる年金額	特例納付を含む保険料納付金額
明44・4・2～明45・4・1	10年	287,100円	480,000円	10年	287,100円	480,000円
明45・4・2～大2・4・1	11年	298,300円	528,000円	10年	271,200円	480,000円
大2・4・2～大3・4・1	12年	309,500円	576,000円	10年	257,900円	480,000円
大3・4・2～大4・4・1	13年	320,700円	624,000円	10年	246,700円	480,000円
大4・4・2～大5・4・1	14年	331,900円	672,000円	10年	237,100円	480,000円
大5・4・2～大6・4・1	15年	343,100円	720,000円	11年	251,600円	528,000円
大6・4・2～大7・4・1	16年	354,300円	762,000円	12年	265,700円	560,400円
大7・4・2～大8・4・1	17年	365,500円	778,800円	13年	279,500円	586,800円
大8・4・2～大9・4・1	18年	376,700円	778,800+ 60歳到達までの 期間納付	14年	293,000円	586,800+ 60歳到達までの 期間納付
大9・4・2～大10・4・1	19年	387,900円	〃	15年	306,200円	〃
大10・4・2～大11・4・1	20年	399,100円	〃	16年	319,300円	〃
大11・4・2～大12・4・1	21年	410,300円	〃	17年	332,000円	〃
大12・4・2～大13・4・1	22年	421,500円	〃	18年	344,900円	〃
大13・4・2～大14・4・1	23年	432,700円	〃	19年	357,500円	〃
大14・4・2～大15・4・1	24年	443,900円	〃	20年	369,900円	〃
大15・4・2～昭2・4・1	25年	455,100円	〃	21年	382,300円	〃
昭2・4・2～昭3・4・1	26年	473,300円	〃	22年	400,500円	〃
昭3・4・2～昭4・4・1	27年	491,500円	〃	23年	418,700円	〃
昭4・4・2～昭5・4・1	28年	509,700円	〃	24年	436,900円	〃
昭5・4・2以降に生まれた方	29～40年	528,000～728,200円	〃	25年	455,100円	〃

保険料と年金額の計算は4月2日生の方の昭53・12・1現在で算出してあります。

# 福祉年金

## 支給制度



この年金は、絵の中の人が70歳になったとき受けるもののほか、20歳前の重い障害がある方、保険料の納めた期間が短い方が、ケガや夫が死亡したとき受けられます。  
ただし、全額国の負担（税金）によりますので、いろいろ支給制限があります。

**国民年金の請求は  
区役所二階14番窓口で**

日本国民年金協会発行の「国民年金の話」より転載

種類	対象の人	のぞかれる人			受けられる年金額 (53年8月から1年間)
		自分の所得	配偶者や扶養義務者の所得	ほかの年金を受けている方	
老齢福祉	○明治44年4月1日以前に生れた方が、70歳になったとき	扶養 0人 90万円 1人 125万円 2人 154万円 3人 183万円 4人 212万円 5人 241万円	扶養 0人 581.3万円 1人 606.2万円 2人 627.5万円 3人 648.8万円 4人 670.1万円 5人 691.4万円	一般の年金 37万円 例・厚生年金 退職年金 普通恩給 遺族年金 など	老齢福祉 198,000円
障害福祉	○20歳以上の方で、20歳未満のときの障害 ○年金加入1年以内の障害で保険料の未納がない方 ○明治44年4月1日以前に生れた方が、20歳前に障害になつたとき ○障害とは、重度(身障者手帳1～3級程度)のもの				障害福祉 1級 297,600円 2級 198,000円
母子福祉 <small>(他に準母子福祉年金もあり)</small>	○年金加入後1年以内で、保険料の未納がなく、夫と死別し、18歳未満の子と生活している妻	0人 193.2万円 1人 222.2万円 2人 251.2万円 3人 280.2万円 4人 309.2万円 5人 338.2万円	3人 648.8万円 4人 670.1万円 5人 691.4万円	戦争公務による年金 この場合は、階級が少佐以上のとき	母子福祉 子一人のとき 258,000円 子二人のとき 282,000円

### 福祉年金の請求は

種類	説明	受付けるところ	必要なもの				
			認め印	世帯全員印 (福祉年金用)	所証明書 (年金加入用)	年金証書 (受けている人)	診断書 (年金用のもの)
老令福祉年金は	区役所の年金課給付係または住民票のある出張所	○	○	○	○	—	—
障害福祉年金は	区役所の年金課給付係	○	○	○	○	○	○
母子準母子	区役所の年金課給付係	○	○	○	○	—	○

### 国民年金課あんない (区役所2階)

国民年金に関することはどんなことでもお気軽に……

- 年金にはいる方・やめる方 } 適用係 窓口16番  
年金の資格についての届 } 内線386～388
- 年金のかけ金を納める方 } 検認係 窓口13番  
納付書を紛失したとき } 内線396～399
- 年金のかけ金の免除を申請する方  
記録係 窓口15番 内線394～395
- 年金を請求する方 }  
福祉年金や老令(通算) }  
障害、母子等の年金を受ける届 }  
給付係 窓口14番 内線390、392～393